令和７年第２回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年６月１６日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　報告第　３号　繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
第　５　議案第３６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
第　６　議案第３７号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
第　７　議案第３８号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案について
第　８　議案第３９号　赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案について
第　９　議案第４０号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）
第１０　議案第４１号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）
第１１　議案第４２号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）
　　全員で構成する予算特別委員会の設置
第１２　議案第４３号　赤井川小学校改修工事請負契約の締結について
第１３　議案第４４号　子ども第三の居場所施設整備工事請負契約の締結について
第１４　議案第４５号　教員住宅建設工事請負契約の締結について
第１５　決議案第１号　令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について
第１６　一般質問
　　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

◎出席議員（８名）

１番	阿　部　　猛　君	２番	連　　茂　君
３番	曽　根　敏　明　君	４番	能　登　ゆ　う　君
５番	川　人　孝　則　君	６番	藤　門　　弘　君
７番	山　口　芳　之　君	８番	岩　井　英　明　君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村　　長　　馬　場　　希　君

副　村　長	大石和朗君
会計管理者	谷　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	藤田俊幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教　育　長	根井朗夫君
教育委員会次長	小林義幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書　記	伊藤秋恵君

（午前　９時００開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、令和７年第２回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、報告１件、議案10件、決議案１件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において５番、川人孝則君及び６番、藤門弘君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月18日までの３日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月18日までの３日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告をいたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和７年５月分の例月出納検査結果報告書が提出されておりますので、２ページから３ページとして配付いたします。

第３に、去る６月10日に北海道町村議会議長会第76回定期総会が開催され、４ページから５ページに配付いたしておりますように決議がされましたので、報告申し上げます。

続きまして、村長より行政報告を行います。

村長。

○村長（馬場　希君）　改めまして、おはようございます。行政報告について６件報告さ

せていただきます。

お手元の資料を御覧いただければと思います。まず、１ページ目お開きください。１点目として、赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況について。

赤井川村情報公開条例及び個人情報保護制度の運用状況を下記のとおり報告いたします。

記としまして、１、赤井川村情報公開条例の運用状況、期間、令和６年４月１日から令和７年３月31日まで、開示請求数２件、決定区分としては、全部開示が１件、一部開示が１件ということでございます。

２として、個人情報保護制度の運用状況について、期間、令和６年４月１日から令和７年３月31日まで、開示請求件数なし。

３、運用状況の公表について、７月広報により公表することとしております。

２ページに請求の内訳が掲載されていますので、後ほどご確認いただければというふうに思います。

続きまして、２点目の北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてということで、３ページお開きください。赤井川村では村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流域にて表流水、沢水を採取しています。

直近のモニタリング結果について次のとおり報告します。米印として、令和３年10月からモニタリング結果についてはホームページにて公表していますということで、令和７年５月22日13時20分採取結果ということで、いずれも下限未満であるということでございます。

次ページに採水場所等の図面も添付しておりますので、後ほどご確認いただければなというふうに思います。

続きまして、３点目、赤井川村（第３期）子ども・子育て支援事業計画の策定についてということで、５ページ目をお開きください。全ての子供たちが権利ある主体として健やかに成長することができるよう、子育て支援の取組を総合的、効果的に推進するための子ども・子育て支援法に基づく法定計画を北海道との協議を了し、策定いたしました。本計画では、子ども・子育てウェルビーイングの実現を目標に幼児期の教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画と併せて様々な子ども・子育て支援施策を計画していますということで、１として計画の期間は令和７年度から令和11年度まで。

２として、計画策定に係る村アンケートの実施結果ということで、対象は令和６年８月１日現在村内に在住する就学前児童及び小学生の保護者54世帯、回収46世帯、うちウェブ回答37件ということで、回収率としては85.2％でございます。

３として、計画策定に関する意見交換会の実施ということで、未就園児家庭を対象とした意見交換会、保育所から中学校保護者を対象とした意見交換会、小学生を対象とした計画表紙デザイン意見聴取というような関係の意見交換を実施しております。

４として、パブリックコメントの実施、令和７年３月19日から令和７年３月28日まで、

意見としては１件ございます。

５として、支援計画書でございますけれども、別紙に計画書、１枚物の概要版と計画書ということでカラー刷りのものが添付されています。概要版でいきますと４つの目標を掲げております。基本目標としては、子供の権利を守る、２としては子供と親、その家族を支える、３としては子供の生きる力を育む、４としては多様な子供を応援するという４つの基本目標を掲げながら、この計画を策定しております。内容については、後ほどご確認していただければというふうに思います。

続きまして、４点目、赤井川村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてでございます。

６ページをお開きください。新型インフルエンザ等対策特別措置、以下法という、に基づき、赤井川村新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、法第８条第６項の規定に基づき議会へ報告いたします。

１として、法に規定する市町村行動計画に定める必要のある事項、４点ございます。①として市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、②として新型インフルエンザ等に関する情報の適切な提供、③として住民に対する予防接種の実施及びまん延防止に関する措置、④として新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項でございます。

２、法に規定する感染症に関する学識経験者等からの意見聴取でございますけれども、赤井川診療所長に対し意見聴取を実施しております。

３として、対策行動計画ということで、これも別冊で添付しております。それぞれ国の法律に基づいて規定された部分について村の計画を定めてございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

５点目として、赤井川村景観計画の策定についてでございます。

７ページをお開きください。赤井川村は、盆地内特有の内陸性気候で積雪が多く、道内でも有数の豪雪地帯で、同時に四方を山に囲まれたカルデラの地形がつくり出す四季折々の美しい景観が村の魅力となっています。赤井川村の農山村の景観や環境、文化を将来にわたり守っていくために景観条例に基づく景観計画を策定したので､行政報告いたします。

１として、策定した計画は赤井川村景観計画、令和７年６月１日付で策定という形になっております。

２として、赤井川村景観計画策定委員会、令和６年３月から令和７年２月まで、計７回開催し、計画の内容、運用等も含めてのご審議をいただいております。

３として、住民説明会の実施、令和７年５月13日に説明会を開催しております。意見は特にございませんでした。

４、赤井川村景観審議会、令和７年５月14日に開催をしております。議会の皆様のほうにも何回か計画の件について内容も含めてご説明をさせていただいておりますけれども、いよいよこの景観計画に基づいた条例が実施されると、取扱いが実施されるということに

なりますので、中身については運用状況を見ながら、審議会の審議もご意見を伺いながら見直しするところは見直しするというようなことが今後は運用しながら出てくるのかなというふうに思いますけれども、基本的には基本的な考え方としては景観計画、ベースとなる今のこの環境を維持しながら、ハードルを上げた中で開発計画なんかはきちんと審査をしていきながら検討していくというようなことになっていくというふうに考えておりますので、引き続きご理解とご協力をいただければなというふうに考えてございます。

最後、６点目、令和７年３月１日以降工事等発注状況についてということで、８ページの３月19日、公用車購入事業（教育委員会車）から次ページ、９ページの５月16日、交付金事業認可等図書作成業務までの49件について、工事発注状況を報告させていただきますので、これについても後ほどご確認いただければというふうに思います。

以上、６点について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君）　ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第４　報告第３号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、報告第３号　繰越明許費繰越計算書について議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、報告第３号　繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。

令和６年度赤井川村一般会計補正予算書第４号第２条、第９号第２条並びに第10号第２条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告する。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

１枚めくっていただきたいというふうに思います。翌年度に繰り越した額の欄のみ数字についてはご報告をさせていただきます。令和６年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（一般会計）。

２款総務費、１項総務管理費、山村活性化支援センター雪害対応修繕費につきましては、翌年度に繰り越した額は34万9,140円。

３款民生費、１項社会福祉費、デイサービスセンター雪害対応修繕費で繰り越した額は176万円でございます。

続きまして、５款農林水産業費、１項農業費、上段、新規就農者育成総合対策事業補助金（初期投資促進分）につきましては992万4,000円を繰り越しております。強い農業づくり事業補助金（担い手確保・経営強化分）につきましては416万6,000円の繰越しでござい

ます。

７款土木費、２項道路橋梁費、上段の北丸山線道路改良工事（工事費、用地買収費、流木補償費）について1,496万円を繰り越しております。続いて、下段の橋梁補修工事（工事費、用地買収費）について600万円を繰越し。

７款土木費、５項住宅費、移住、定住支援事業補助金2,100万円を繰越し。

８款消防費、１項消防費、北後志消防組合負担金１億2,073万3,000円の繰越し。

合計で１億7,889万2,140円を翌年度に繰り越しております。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君）　報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第３号　繰越明許費繰越計算書について報告を終了いたします。

◎日程第５　議案第３６号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第36号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋元総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、ただいま上程いただきました議案第36号についてご説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第36号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されまして、投票所の投票管理者等の報酬を改定するためにこの条例を改正しようとするものでございます。

議案４ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、７月に執行される参議院議員選挙に適用するよう国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律で各種単価が改定されました。自治体に対する選挙執行委託費の算定単価に

も適用されるものでございまして、単価の改正は令和４年以来となります。各種立会人、管理者の主な改定は、日額報酬では1,200円から1,700円の増加というふうになってございます。このたびの参議院選挙においては、当村においても改定後の日額報酬単価を適用したく報酬日額の改正を行うものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論について省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第36号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第36号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３７号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第６、議案第37号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　ただいま上程いただきました議案第37号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第37号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和７年２月７日に公布されたことに伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案４ページの改正要点資料を御覧ください。今回のこの条例の改正については、国民健康保険施行令の改正が行われたことにより、厚生労働省から示される例示に沿って条例改正を行っております。

第２条第２項及び同条第３項の改正につきましては、医療給付費分の課税限度額を１万円引き上げ、後期高齢者支援金分の課税限度額を２万円引き上げる改正となっており、全体で３万円の課税限度額引上げとなっております。

前年度において該当になる世帯が数世帯あり、今回においても数世帯が該当してくるものと思われます。

次に、第23条の改正については、課税限度額の引上げに伴う規定の整理となっており、低所得者に対する軽減判定の範囲を広げるもので５割軽減及び２割軽減に該当する世帯が少数増加するものと思われます。

以上でご説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第37号　赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第７　議案第３８号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第７、議案第38号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　ただいま上程いただきました議案第38号についてご説明します。

なお、条例案及び関係条例の新旧対照表は朗読いたしませんが、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第38号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案について。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、村の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、関係条例を整理する必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

議案５ページの改正要点資料を御覧ください。督促手数料が関係する条例は３本あり、第１条は赤井川村税条例、第２条は村税外公法上の収入徴収に関する条例、第３条は赤井川村後期高齢者医療に関する条例を督促手数料廃止に伴い、それぞれ整理するために一部の改正を行うものです。

いずれの条例も令和７年４月１日以降に納期限の到来した歳入に関して発した督促状から手数料を徴収しないとするものになっております。なお、公布日より前の日付での適用となりますが、不利益の遡及には当たらないので、問題がないことを確認しております。

以上でご説明としますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　督促手数料廃止に伴うということについて質問させてください。

以前住民課長の小林君のほうからこの件について説明あったと思うのですけれども、理由の中の文言はその前の段階、督促手数料自身を廃止するということに対しての理由と目的が何なのかということと、あともう一点、手数料費用というのが多分かかっていて、それがなくなったら当然ゼロになると思うのですけれども、ここ数年手数料費用ってどのくらい徴収できていたのか、その辺のお話、現実的な話をちょっと教えてください。

○議長（岩井英明君）　課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　まず、督促手数料そのものを廃止するという考えに至った点について改めてご説明させていただきます。

今議員ご指摘のとおり郵便料がここ数年で上がってきておりまして、100円を徴収するに当たって110円がかかってしまうというのがまず１つの理由です。

もう一つの理由は、令和５年度から納税通知書のほうにＱＲコードというのが示されているのですけれども、こちらの用途と非常に相性が悪いといいますか、最初の税額しかＱ

Ｒコードには反映されていないのですけれども、督促手数料というのは後で100円追加するということができないので、改めてまた発行しなければならないというような状況になっております。以前の紙の納税通知書ですと、金融機関のところで100円というふうに欄に書くだけで納めることができていたのですけれども、それがちょっと対応しづらくなっていると、できないということになっている。勝手が悪いというところがまず理由の一つとして挙げられます。

また、さらに督促手数料の収入としましては、全体で３万円から４万円ほどなのですけれども、こちらの督促手数料を発行するに当たって管理する人件費、通年で会計管理者とその税務担当者が合わせて40時間ほどを費やすというような調査結果が出ております。こちらのほうは金額に換算すると大体７万円ほどになってしまうので、対応していけばするほどコストがかかってくるということになります。このコストにつきまして、督促状を発送するというのは、これは法律で決まっているので、発送しなければならないのですけれども、手数料を徴収することによって例えば前後して納めた方に対して100円だけ後でもう一回払ってくださいというお電話、あと問合せの対応などを考えますと、これらを廃止することによってかかる時間をほかの督促の管理のほう、滞納が発生しないような事務に充てるということで効率化を期待するものであります。

また、こちらにつきましては全国的に廃止が進んでいる状況でございます。北海道のほうで公開している情報があるのですけれども、ちょっと最新では、令和５年度時点での廃止している団体が179町村のうち130自治体が既に廃止しております。その当時、後志のほうでは19あるうち６が既に廃止されていたのですけれども、今年、令和７年になりまして廃止としているところが19町村のうち12が廃止されているということで拡大しているところでもあります。

以上がご質問に対する説明となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　連茂君。

○２番（連　　茂君）　丁寧に情報を与えていただいて、内容は分かりました。合理性というか、人件費だとか、その辺も全部加味した上で廃止したほうが得策だというふうな形で理解はできたのですけれども、でも常識的に考えると郵便料金が100円から110円に上がるって、上がるわけですよね。当然これ督促をやめるということではなくて手数料を廃止するということだから、督促は行うわけですよね。だから、単純に40時間と言いながら、逆に今度払っていない方のところに行ったりだとか、電話かけたりだとかという督促の仕方に変わるのではないかなって想像するのですけれども、そうすると逆に職員の費やす時間というのはさらに増えていくというふうにちょっと考えられなくもないのですが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（岩井英明君）　住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　今のお話しのとおり督促状自体は発送しなければならないことになっています。ただ、こちらにつきましては督促手数料が付随することによって、そ

の料金のほうの管理もしなければならないということで先ほどの時間がちょっとかかってしまうということです。実質的には納期を超えて納めていない方に督促を出すという業務なのですけれども、ペナルティー的な意味でいいますと延滞金自体は課されておりますので、滞納されている方にはそういったことでちょっと多く費用負担が発生するということで、発生しないように今後も新しい滞納を発生させないような形で広報などを周知して対応していきたいと思います。なので、これまでの要したものについては督促自体には変化はそんなにないとは思うのですけれども、その付随する料金を管理する事務というのがなくなることによって100円以上の効果､効率的な業務ができるのではないかということで今回廃止の提案をさせていただいたところでございます。

○議長（岩井英明君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際､討論については省略いたしたいと思いますが､これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって､議案第38号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第８　議案第３９号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第８、議案第39号　赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　ただいま上程いただきました議案第39号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、改正要点資料にてご説明いたします。

議案第39号　赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、国民健康保険税の賦課徴収に関する村長の諮問に応じての答申、または意見具申という審議会の所管事項に鑑み、庶務部署を変更するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案３ページ目をお開きください。第７条の改正によりまして、審議会の庶務部署を国民健康保険医療事務を担当する保健福祉課から国民健康保険税事務を担当する住民課へと変更するものです。

以上、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号　赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第39号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第39号　赤井川村国民健康保険税審議会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第９　議案第４０号ないし日程第１１　議案第４２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第９、議案第40号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

この際、日程第９、議案第40号から日程第11、議案第42号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第９、議案第40号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）、日程

第10、議案第41号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）及び日程第11、議案第42号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、補正予算案３件について上程させていただきます。

まず１件目、令和７年度赤井川村一般会計補正予算書（第３号）でございます。

１ページをお開きください。議案第40号　令和７年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）。

令和７年度赤井川村の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,449万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,436万4,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の歳入「１款　村税」の項の欄中「５　入湯税」の次に「６　宿泊税」を加える。

第３項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

では、２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１款村税、既定額に1,700万を追加し、３億6,725万6,000円に。６項の宿泊税でございます。

15款道支出金、既定額に449万9,000円を追加し、8,608万9,000円に。２項の道補助金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に3,300万円を追加し、３億7,170万2,000円に。２項の基金繰入金の追加です。

歳入合計、既定額に5,449万9,000円を追加し、40億3,436万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、３ページ、歳出、２款総務費、既定額に1,905万円を追加し、12億1,081万2,000円に。１項の総務管理費で186万6,000円、２項の徴税費で1,700万円、４項の選挙費で18万4,000円でございます。

３款の民生費、既定額に28万円を追加し、３億8,321万4,000円に。１項の社会福祉費の追加です。

４款衛生費、既定額に435万3,000円を追加し、３億3,481万円に。１項の保健衛生費の追加です。

５款農林水産業費、既定額に884万2,000円を追加し、１億9,816万2,000円に。１項農業費の追加です。

６款商工費、既定額に119万3,000円を追加し、２億2,813万1,000円に。１項商工費の追加です。

７款土木費、既定額に800万円を追加し、４億8,666万2,000円に。２項の道路橋梁費で600万円、５項の住宅費で200万円の追加です。

８款消防費、既定額に1,039万3,000円を追加し、２億5,142万6,000円に。１項消防費の追加です。

９款教育費、既定額に205万5,000円を追加し、５億9,002万8,000円でございます。２項の小学校費で79万2,000円、次ページに入ります。３項中学校費で39万6,000円、４項社会教育費で69万5,000円、５項保健体育費で17万2,000円の追加です。

12款予備費、既定額に33万3,000円を追加し、256万3,000円に。１項の予備費の追加です。

歳出合計、既定額に5,449万9,000円を追加し、歳入同額の40億3,436万4,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、副村長、課長にてご説明をさせていただきます。

続きまして、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算書、赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明をします。１ページをお開きください。

議案第41号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算、以下予算という、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

１款簡易水道事業収益、第２項営業外収益、既定額に34万円を追加し、7,900万1,000円。

続いて、支出、第１款簡易水道事業費用、第１項営業費用、既定額に34万を追加し、１億2,690万3,000円に。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第３条、予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

１号、職員給与費、既定額に10万円を追加し、569万1,000円に。

他会計からの補助金、第４条、予算第10条中「5,828万7,000円」を「5,862万7,000円」に改める。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

詳細については担当課長より説明をさせます。

最後に、令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明をいたします。１ページをお開きください。

議案第42号　令和７年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）。

総則、第１条、令和７年度赤井川村下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第２条、令和７年度赤井川村下水道事業会計予算、以下予算という、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款下水道事業収益、第２項営業外収益、既定額に95万8,000円を追加し、9,969

万5,000円にしようとするものです。

続いて、支出、第１款下水道事業費用、第１項営業費用、既定額に95万8,000円を追加し、１億206万7,000円にしようとするものです。

資本的収入及び支出、第３条、予算第４条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款資本的収入、第２項他会計補助金、既定額に283万3,000円を追加し、689万1,000円に。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、既定額に283万3,000円を追加し、１億3,663万3,000円に。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第４条、予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

１号、職員給与費、既定額に16万円を追加し、927万6,000円に。

他会計からの補助金、第５条、予算第10条中「6,769万7,000円」を「7,148万8,000円」に改める。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

詳細については担当課長より説明をさせます。

以上、３案について上程をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　大石副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和７年度一般会計補正予算（第３号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書７ページ目をお開きください。２、歳入、１款村税、６項宿泊税、１目宿泊税、1,700万円の新規計上です。内訳は、昨年３月の定例会において議決いただいた宿泊税条例の施行が11月に予定されていることから、見込額を新たに計上するものでございます。

続いて、８ページです。15款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、既定額に713万7,000円を追加し、5,007万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、みどりの食料システム戦略推進交付金の新規計上です。これは、有機農業の取組、面積、農業者所得の拡大のため、村が実施する対策事業に対して補助をされるもので、有機農業のＰＲ、新規就農者の受入れ態勢の強化や有機農業への転換を推進していくことで地域における有機農業の活性化を図り、村内外での有機農産物の認知度の向上と需要拡大を目指すものでございます。

詳細については、歳出のほうで担当課長より説明を申し上げます。

同じく８ページ中段、15款２項５目教育費道補助金、既定額から263万8,000円を減じ、

54万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海道公立学校情報機器整備共同調達事業補助金の皆減で、小中学校に配付しているタブレットの更新について各自治体分を北海道が一括購入するため、その経費は道補助金として計上しておりましたが、国庫補助に変更となったことから減額を行うものでございます。なお、国庫補助については前回の臨時会にて計上済みでございます。

続いて、９ページです。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額に3,300万円を追加し、２億1,300万円にしようとするものでございます。内訳は、財政調整基金繰入金の増額で歳入不足を補うためのものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、総務課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

10ページをお開きください。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、既定額に84万円を追加して２億9,855万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目２、一般管理費の７節報償費におきまして、赤井川村地域創生アドバイザー報償金として84万円を新規計上しようとするものでございます。５月１日付で２名の方を委嘱させていただいておりまして、今後の活動において旅費相当分を報償費として支給しようとするものでございます。

中段になります。９目庁舎管理費、既定額に17万6,000円を追加して3,308万8,000円にしようとするものです。補正内容は、13節使用料及び賃借料で、役場庁舎改修に伴いまして行政書類を一時的に別の場所に保管する必要があることから、８月から今年度末の８か月分を書類保管用倉庫借り上げ料、そして新規計上しようとするものでございます。なお、保管先につきましてはＪＡ新おたる旧赤井川事業所の旧精米倉庫のほうを予定してＪＡとも協議済みであることを申し添えます。

10ページ下段になります。10目集会施設管理費、既定額に６万9,000円を追加して1,923万2,000円にしようとするものです。補正内容は、17節備品購入費でコミュニティセンターの消化器、設備一式を計上したく新規計上しようとするものでございます。

続いて、11ページになります。４項選挙費、２目参議院議員通常選挙費、既定額に18万4,000円を追加して466万7,000円にしようとするものです。７月下旬に執行が予定されている選挙経費に関しまして増額計上しようとするもので、１節報酬では国の各種日額報酬が改定されることから、日額単価の引上げ、合わせて17万1,000円の増額。17節備品購入費では、アルミ製の投票記載台３台を購入を予定していますが、商品単価の増に伴いまして１万3,000円を増額計上しようとするものでございます。

18ページに移ります。18ページ、８款消防費、１項消防費、１目分担金及び交付金、既定額に1,039万3,000円を追加して１億6,561万5,000円にしようとするものです。補正内容

は消防組合負担金の増額でございます。

続いて、21ページに参ります。21ページ、12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額に33万3,000円を追加して256万3,000円にしようとするものです。これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、22ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高覧ください。

以上で総務課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　住民課長。

○住民課長（藤田俊幸君）　それでは、私から住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

予算書10ページをお開きいただき、中段を御覧ください。２款総務費、１項総務管理費、７目地域安全対策費、既定額に78万1,000円を追加し、372万4,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で街路灯のＬＥＤ化について現在３区会からご相談があり、街路灯設置事業補助金として必要となる金額を計上しようとするものです。

続きまして、同ページ下段から次の11ページにかけて御覧ください。２款、２項徴税費、１目税務総務費、既定額に1,700万円を追加し、1,765万2,000円にしようとするものです。内訳は、歳入で説明がありました宿泊税について、宿泊税を財源とする事業の実施が令和８年度以降を予定していることから、今年度は歳入計上額と同額を基金に積み立てることとして24節積立金に新規計上しようとするものです。

次に、13ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、３目環境衛生費、既定額に435万3,000円を追加し、２億2,459万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で冬の期間に破損したごみステーション９基の修繕費として22万2,000円を計上するもののほか、18節負担金補助及び交付金で簡易水道事業会計補助金に34万円、下水道事業会計補助金に379万1,000円とそれぞれ必要となる金額を増額計上しようとするものです。

以上で住民課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（髙松重和君）　それでは、保健福祉課歳出予算についてご説明いたします。

12ページ目をお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、５目介護保険事業費、既定額に28万円を追加し、6,940万4,000円にしようとするものです。介護保険要介護認定調査を担当していた会計年度任用職員の急な退職申出によりまして、居宅介護支援事業所を有する赤井川村社会福祉協議会を中心に認定調査業務を委託するため、その委託料を増額計上するものです。

以上で保健福祉課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　それでは、私から産業課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

14ページからになります。５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、既定額に869万7,000円を追加し、4,670万4,000円にしようとするものです。内訳は、農業振興対策費で、本年度より５か年計画で新たに始めました耕作放棄地解消事業につきまして、当初３ヘクタール90万円の見込みをしておりましたが､8.2ヘクタールの要望が５件ございました。次年度以降での実施調整を図りましたが、要望された方々につきましては全て今年度中の実施の意向であったために補助金156万円を増額しようとするものでございます｡次に、みどりの食料システム戦略総合対策事業については新規事業となります。こちらにつきましては、有機農業の取組を拡大のため村における有機農業の活性化を図り、村内外での有機農産物の認知度の向上と需要拡大を目指すものでございます。補正の内訳につきましては、有機農業の先進地視察参加研修費用としまして24万円、普通旅費16万円、需用費では印刷製本費等で27万5,000円、有機野菜を用いたメニュー開発業務委託料として17万5,000円、また育苗用ビニールハウス１棟の購入費として622万7,000円、新たに有機栽培を実施する農業者への補助金として６万円を新規計上しようとするものです。みどりの食料システム戦略総合対策事業費につきましては歳入でもご説明させていただきましたが、全額交付金の対象となります。

次に、15ページになります。５款１項９目水利施設管理費、既定額に14万5,000円を追加し、1,816万6,000円にしようとするものです。内訳は、落合ダム管理用の車両に拡声器を取り付けるため修繕費14万5,000円を増額しようとするものです。

次に、16ページになります。６款商工費、１目商工費、３目観光費、既定額に69万3,000円を追加し、4,259万円にしようとするものです。内訳は、観光振興費で、観光ＰＲイベントの出店に関わる消耗品費を減額し、調理用油の処分手数料を新規計上、また販売機材借り上げ料を増額、道の駅あかいがわにおいてはウッドデッキ等の老朽化による設備の修繕としまして69万3,000円を増額しようとするものです。

６款１項４目保養センター費、既定額に50万円を追加し、1,450万8,000円にしようとするものです。内訳は、保養センターのサウナ室床、壁の修繕等50万円を増額しようとするものでございます。

以上で産業課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

17ページをお開きください。７款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費、既定額に250万円を加え、１億4,270万7,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費250万円の増額、こちらにつきましては村道附帯構造物修繕費の増額でございます。

次に、７款２項２目道路新設改良費、既定額に350万円を加え、8,687万9,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料350万円の増額、北丸山線道路改良工事設計委託料の増額でございます。

次に、７款５項住宅費、１目住宅管理費、既定額に200万円を加え、１億5,179万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料200万円の新規計上によるものです。こちらは、職員退職に伴い設計業務委託料の新規計上によるものでございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。

２ページ、補正予算実施計画、３ページ、キャッシュフロー計算書、４ページ、給与費明細書、５ページから６ページ、予定貸借対照表につきましては、後ほどご高覧ください。

７ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、１款簡易水道事業収益、２項営業外収益、１目他会計補助金、既決予定額に34万円を加え、5,189万4,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、１款簡易水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費、既決予定額に24万円を加え、1,040万3,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、水道メーター新規設置分購入による備消品費の増額でございます。

１款１項３目総係費、既決予定額に10万円を加え、2,571万7,000円にしようとするものです。こちらにつきましては、退職手当組合負担率の改定による負担金の増額でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。こちらも２ページ、補正予算実施計画、３ページ、キャッシュフロー計算書、４ページ、給与費明細書、５ページから６ページ、予定貸借対照表につきましては後ほどご高覧ください。

７ページを御覧ください。補正予算明細書となります。収益的収入及び支出、収入、１款下水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金、既決予定額に95万8,000円を加え、6,459万7,000円にしようとするものです。こちらについては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、１款下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費、既決予定額に79万8,000

円を加え、238万1,000円にしようとするものです。こちらについては、汚水ます修繕による修繕費の増額でございます。

１款１項３目総係費、既定予定額に16万円を加え、2,480万1,000円にしようとするものです。こちらにつきましても退職手当組合負担金率の改定による負担金の増額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出、１款資本的収入、２項他会計補助金、１目他会計補助金、既定予定額に283万3,000円を加え、689万1,000円にしようとするものです。こちらについては、一般会計からの補助金の増額でございます。

次に、支出、１款資本的支出、１項建設改良費、２目処理場建設改良費、既定予定額に283万3,000円を加え、2,283万3,000円にしようとするものでございます。こちらについては、あかいがわアクアクリーンセンター汚泥運搬用のシャッター修繕による修繕の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　教育委員会次長。

○教育委員会次長（小林義幸君）　それでは、教育委員会所管歳出予算についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第３号）、19ページ目をお開きください。９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、既定額に79万2,000円を追加し、２億4,440万9,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で、今年度新たに小中学校職員のパソコンリース契約を締結するところですが、そのパソコンにて使用する校務支援システムを利用するため新規計上するものです。

９款２項２目教育振興費、補正による増減額はありませんが、財源内訳の変更となります。

９款３項中学校費、１目学校管理費、既定額に39万6,000円を追加し、3,223万2,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で、先ほど説明した小学校費同様校務支援システムを利用するため新規計上するものです。

９款３項２目教育振興費、補正による増減額はありませんが、財源内訳の変更となります。

19ページ下段から20ページ上段になります。９款４項社会教育費、１目社会教育総務費、既定額に69万5,000円を追加し、8,905万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団と村が開催する子ども第三の居場所決定書授与式等に使用するもの、また12節委託料では子ども第三の居場所施設整備工事について既存の施設を活用した大規模な改修、リノベーションのため専門知識が必要なことから管理監督が必要であり、管理業務を計上するものです。

９款５項保健体育費、２目体育施設費、既定額に17万2,000円を追加し、2,764万7,000

円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で体育館壁修繕費の増額計上によるものです。

以上で教育委員会所管歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただきご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君）　副村長。

○副村長（大石和朗君）　簡易水道、下水道の各事業会計の説明を申し上げましたが、本来一般会計を先に全部終わらせてから事業会計の説明をすべきところ、途中で事業会計の補正予算を入れてしまいました。申し訳ございません。

○議長（岩井英明君）　ただいま議題となっております議案第40号から議案第42号までについては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎日程第１２　議案第４３号ないし日程第１４　議案第４５号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第12、議案第43号　赤井川小学校改修工事請負契約の締結について議題といたします。

この際、日程第12、議案第43号から日程第14、議案第45号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第43号　赤井川小学校改修工事請負契約の締結について、日程第13、議案第44号　子ども第三の居場所施設整備工事請負契約の締結について及び日程第14、議案第45号　教員住宅建設工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、議案第43号から議案第45号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第43号　赤井川小学校改修工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決

を求める。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

記としまして、１、契約の目的、赤井川小学校改修工事、２、契約の方法、指名競争入札、３、契約の金額、金２億790万円、４、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町３番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福地隆範、５、工期としまして参考になりますけれども、契約締結の日から令和８年の３月15日までとなっております。

１ページに今回の本契約に向ける前の契約の部分です。契約の締結に関する契約書の写しと４ページに入札の実施結果、それと５ページに工事請負契約書（案）というものを添付しておりますので、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第44号　子ども第三の居場所施設整備工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

記として、１、契約の目的、子ども第三の居場所施設整備工事、２、契約の方法、指名競争入札、３、契約金額、金6,833万2,000円、４、契約の相手方、住所、小樽市色内３丁目12番１号、氏名、株式会社三栄工業代表取締役、赤坂英二、５、工期（参考）としまして契約締結の日から令和８年３月15日までということで、こちらについても次ページ以降に仮契約の部分、入札の状況、それと本契約に向けた工事請負契約書（案）ということで添付しておりますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

最後に、議案第45号　教員住宅建設工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月16日提出、赤井川村長。

１、契約の目的としては、教員住宅建設工事、以前からお話しさせていただいているように教頭住宅についての教員住宅でございます。２、契約の方法、指名競争入札、３、契約金額については、金5,799万2,000円、４、契約の相手方、住所、余市郡余市町大川町11丁目40番地、氏名、赤石建設株式会社代表取締役、赤石達也、５、工期（参考）ですけれども、契約締結の日から令和８年３月15日まで。

添付書類については前２件と同様でございますので、内容をご確認の上、協議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号までにつきましては、全員で

構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までにつきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

次に、休憩いたします。

午前１０時１６分　休憩

午前１０時３０分　再開

○議長（岩井英明君）　それでは、会議を再開いたします。

◎日程第１５　決議案第１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第15、決議案第１号　令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させ、説明といたします。

○議会事務局長（横井慎之君）　それでは、私から朗読いたします。

決議案第１号　令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和７年６月16日提出、提出者、赤井川村議会議員、曽根敏明、賛成者、赤井川村議会議員、能登ゆう。

理由といたしましては、議会の円滑な運営と議員の資質向上・親睦を図り村の振興発展に資するため、議員研修等計画を定める。

次のページになります。令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和７年７月８日、札幌市、全員、北海道町村議会議員研修会。

令和７年７月14日、留寿都村、全員、後志町村議会議員研修・交流会。

令和７年７月24日、余市町、全員、北後志町村議会議員パークゴルフ大会。

令和７年11月12日から11月14日、滋賀県高島市、議長、北後志町村議会議長研修視察。

決定していない部分及び変更のあった場合の取り扱いについては議長一任とする。

以上決議する。

令和７年６月16日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　これより決議案第１号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第１号　令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第１号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、決議案第１号　令和７年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された研修等の計画につきましては、その実施に当たり特段のご配慮をお願い申し上げます。

◎日程第１６　一般質問

○議長（岩井英明君）　これより日程第16、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問についての発言時間は、会議規則第56条第１項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　それでは、さくらの森公園について村長のほうに質問させていただきます。

これまで一般質問や委員会で何度も指摘してきましたが、村の予算をかけて整備されたさくらの森公園、現状は改善されるどころか、さらに深刻な状態に至っています。改めて、村としての責任と対応を問います。

まず、皆様のお手元の写真を御覧ください。別なページで４枚写真を掲載させていただきました。１枚目がさくらの森の看板のところから撮ったもの、あと２枚目、３枚目は手前の道路側から森に向かって写真を撮ったもの、最後の４枚目が一番奥から道路側に向かって写真を撮ったものの４枚を掲載させていただいています。そちらを御覧いただいた上で、村立120周年を記念して植樹された桜120本のうち、花をつけたのは何本でしょうか。30輪以上の花をつけた桜は７本、50輪以上の花をつけた桜は僅か３本しかありませんでした。さらに、葉っぱを全くつけていない木が30本以上確認されています。これは、公園と

呼ぶにふさわしい状況でしょうか。小中学校の近くにある公園ですが、人通りが少ないため気にする方も少ないのでしょうか。しかし、馬場村長をはじめ当時の議員の方々、村民、そして小中学生も植樹に参加したはずです。村長が自身の手で植えた桜が枯れ果てている状況をどのように受け止めているのでしょうか。このまま放置することが村の方針なのでしょうか。

昨年から景観条例が検討され、本年施行されることになりました。村の景観向上を目的とした条例ですが、村が整備した公園が荒廃した土地のままであるなら条例との整合性が取れないし、存在意義すら疑問です。村は公園の現状をどのように評価しているのか、明確な説明を求めます。以上を踏まえ、以下の点について質問します。

１、開村120周年記念事業に村が投じた費用の総額を教えてください。また、そのうちさくらの森公園の土地購入費、造成費、看板設置費用、桜の苗の購入費、幾らだったのか可能な範囲で具体的な金額を提示してください。

２番、昨年、釣賀建設課長から現在さくらの森公園の土壌分析を行っておると聞きました。土壌分析の上で改善を努めるというふうな委員会でのご意見があったと思いますが、土壌分析の結果をお伝えください。

３番目、土壌分析の結果を受けて専門家の助言を受けるなどの対応がなされたのかお尋ねします。

４番目、土壌分析後、具体的にどのような改善策を取られたのかお伝えください。

５番目、本年度、本村３つ、カルデラ、栗林公園、さくらの森公園の公園管理委託料は1,100万円です。さくらの森公園を管理するための予算と具体的に改善に係る費用はどのくらいだとお考えでしょうか。

６、過去の質問や意見を踏まえ、今後どのような改善計画があるかお伝えください。

最後に、さくらの森公園に対しどのような公園を目指しているか、村長のお考えをお伝えください。

以上です。

○議長（岩井英明君）　答弁を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、連議員のご質問についてお答えします。

まず１点目、開村120周年記念事業費用の総額は、決算資料からお答えしますと2,710万4,000円となっております。さくらの森公園の費用としては、土地購入費は既存村有地のため計上されておりません。造成費で65万5,000円、看板設置費用40万5,000円、桜の苗購入費241万1,000円、支柱等消耗品費439万7,000円、植樹費79万1,000円、その他雑費16万2,000円、総額486万3,000円ということで決算をしてございます。

２点目、土壌分析について。添付の資料にありますように交換性苦土の数値が高く、熱水窒素が低い養分状態の診断を受けました。別紙に診断書、土壌診断の結果を添付しております。

３点目、４点目の専門家の助言についてでございますけれども、この診断表の結果について特に土壌に問題等はないとの見解を受けましたが、低い養分の補填については７月頃がよいと助言を受けました。また、余市、仁木のサクランボ農家さんに話を聞くと、虫害か植樹後の凍害の影響が考えられるとのことでした。加えて、近年の気象変化による育成不良もあると助言をいただきました。

５点目、具体的な改善策について。具体的な改善策については、土壌に問題が見当たらないため引き続き補植の継続と考えております。

６点目、さくらの森公園の管理費用と改善費用について。本年度、さくらの森公園の管理費用については、設置当初から協働による地域づくり活動として考えているため見込んでおりません。土壌等の改善費用についても見込んでおりません。

７点目、改善計画について。土壌分析や専門家の助言を踏まえ、枯れ木を除去し、補植を根気よく繰り返していこうと考えております。さくらの森公園については、住民が地域課題や環境保護などに積極的に関わる協働による地域づくり活動を通じてさくらの森公園を生み育てることを目指してまいりたいと考えてございます。

余談になりますけれども、この記念事業で配付された桜の苗木なんかについても、やっぱり各家庭に配付した分についてもそれぞれの土壌だとかによって生育がかなり違っているなというのが散見されます。例えば私のところのやつなんかは、桜植えてから20年ぐらいたってやっと花が咲き出したというような状況の桜もございますので、根気よく施肥なんかを行いながら、枯れた部分については補植をしていくというような管理を今後も継続したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　再質問を受けます。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　今村長からの答弁聞いて、正直言うとがっかりしたという率直な気持ちです。村の代表的な公園があの状態であったとしても、咲くのをのんびりと待っていようというふうな回答だと思います。何度も土俵に上げているので、あんまりしつこく言うのもどうかなと思うのですけれども、正直言って住民から言われているのは120周年の記念事業って評判悪いのです。3,000万近いお金かけて、特にさくらの森公園自身、口の悪い人にとってはあんなものという言い方をする人もいます。だからこそ、村としてはあそこをきっちりと管理してもらいたいなという強い思いがあります。

再質問として、何点か今村長が言われた部分でもう一度回答を求めたいと思いますが、土壌分析の結果が出て、例えば窒素が足りないという結果が出て、去年土壌分析した後、その窒素の補充というのは行ったのでしょうか。なおかつ、低い養分の補填、つまり窒素分だと思うのですけれども、７月がいいと助言を受けましたって書いてあります。これ誰の意見ですか。植物って一番最初に根が動き出すのは春です。春に栄養を与えないで７月頃、実のなるものだったらまたちょっと農家として作戦もあるのですけれども、桜の花を

咲かそうだとか、生育をよくしようと思ったら、まず春に何か肥料を与えるだとか、土壌分析の結果が出ているではないですか。窒素がほとんど入っていないのでしょう。だったら、何で窒素をすぐ与えようとしないのか。それが原因で30本以上もう枯れています。去年釣賀課長が言った後に、実は職員に見に行かせたら後ろからぽやぽやぽやと緑の葉っぱが出ているのだと言っていた桜もほとんど今枯れています、正直言って。何も手をやらなければ枯れていくのです、土壌が悪いから。それを７月がいいと助言を受けましたから、７月まで待っていますというふうな部分に関しては、全く僕としては理解ができません。具体的な改善策として土壌に問題が見当たらないためって書いてありますけれども、土壌に改善が必要だというふうにデータが出ているのに、回答の中に土壌に問題が見当たらないためって書いているのも答弁としてはちょっとおかしい気がします。

あと、６点目の協働という部分は、たしか４年ぐらい前に一般質問させてもらったときにも村長は協働という言葉を使って、当初協働というふうな形で始まったのだなという認識はそのときに受けました。ただし、協働という言葉を理解する上であえてここでお聞きしたいのですけれども、さくらの森は誰と一緒に管理するのですか。この協働というのは住民ですか、それとも民間企業ですか。多分これ協力の協だから、住民に協力を求めるということですか。実際に誰かやっていますか。去年１年間で僕さくらの森公園、もうとにかく暇があったらあそこの前通ったけれども、誰一人入っている人いないです。入っているのはスクールバスだけ。スクールバスがあそこで休憩をするために駐車場に入っています。だけれども、森の中には誰も入っていません。それなのに協働って、これどういうことなのか意味が分からないです。当初は協働ということでスタートをしているかもしれないけれども、実際に今は協働としてあそこのさくらの森を管理しようというふうなことは発生もしていないし、今後生まれてくるとも、とてもではないけれども、思えない。それを改善計画の中で協働による地域づくりの活動として、さくらの森公園を育み育てていくのを目指してまいりたいと考えていますという答弁がありましたけれども、地域の人と例えば何かイベントであれを何とかしよう、再植樹をしようとかという動きも全く見られないし、あのまんまで年々、年々木が痩せ細っていく現状を目の当たりにしていて、何とかしようと思わないのかなというのがとても、僕なんかは植物を取り扱っている人間としてがっかりするというか、木だから死んでもいいという、植物もやっぱり命ですから責任持って、犬、猫死んだら、ああって思うかもしれない。木枯れても何とも思わないのですか。とてもではないけれども、この回答に関して、ああ、なるほどなというふうに思わなかったものですから、今何点か追加で質問しましたけれども、そこちょっと答えていただけますか。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　私のほうからこちらの助言をいただいたのはどなたなのだということに関してと、７月に養分補填をしなければならないという部分のお話だけさせていただきます。

まず、こちらの助言をいただいたのは、後志振興局の農業改善センターのほうの職員の方から助言をいただきました。こちらの診断書の上のほうに作成日がございまして、11月の29日に実はこちらが出てきております。６月にこの土を採取して、すぐ農協さんに持っていって出したのですけれども、７月、８月になっても来ないと。まだ来ないのですかという催促は何度も連絡しているのですけれども、こちらのほうに書いてあるように帯広のほうでこれ実は検査してもらっております。その方からのご回答がこの１月29日以降に来ているものですから、こちらの養分の部分についての何かをされたのかという部分につきましては昨年度、今年度の初めまではしておりません。その際に、実は桜というものは本来花が咲いた後に養分を蓄えるという性質なものなので、できることであればお花が咲いた後に養分の補填をされたほうがいいですよという助言を受けた次第でございます。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　今課長のほうからご回答させてもらいましたけれども、繰り返しになりますけれども、今後においても枯れた部分については補植をしていくというようなことと、協働の部分については補植を今度やるときに住民の方にも声をかけながらと。そもそも設立のときの趣旨がお金をかけずにみんなでやっていけるような公園にしていこうという趣旨があったものですから、我々としてもそれを引き継いだ上で今後においてもそういった対応をしていこうというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君）　よろしいですか、再々質問。

連茂君。

○２番（連　　茂君）　当然さくらの森公園だから桜がメインになる、平らのところに桜だけが植わっている。だから、イメージしているのは、ぱっと道路から見て春になったら桜がばあっと咲くというふうなのが多分着地というか、到達、さくらの森公園を育てるというふうな部分でいったらそれが目的になるのかなと思うのですけれども、何か目標みたいなものをつくりませんか。いつまでにとか、少なくとも枯れたやつがあったら、その年には必ず植え替えるだとか。ただ植えっ放しで、置きっ放しで、やりっ放しでそのまんまの状態で、これで見たら３つの公園の管理費用というのはあるけれども、さくらの森に対しての桜をよくしていこうというふうな部分に対しての予算は今回幾らとかというふうな多分額面的なものはないと思うのですよね、ここに書かれていないということは。だけれども、ある程度お金もかけないと、さっきの言った部分ではないけれども、まず死んだ、生きていない桜に関しては年内に植え替えるだとか、何年を目標に桜のあれを何輪にするだとかというふうな各目標を立てないと、いつまでたってもあの状態というか、僕がこうやって指摘しなければ、どんどん、どんどんさびれていくだけで誰も見向きもしない。看板は今すごくきれいですけれども、まだ。看板だけがあそこになっているという状況で、本当ぜひ、職員の皆さん見ていられると思うけれども、改めてあそこに入って見てみてください。本当にがっかりする。僕はいろいろ桜の公園って見てきたけれども、あんなにひ

どいのないですよ、正直言って。世界でって言ったらあれかもしれないけれども、本当にあれ以上ひどい公園があったら教えてほしいぐらいです。だから、ある程度目標を立てて、こういうふうにしたいのだというふうな意見を持ってやってもらいたいというふうに要望を最後に伝えて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　今回一般質問としてハラスメント対策について質問いたします。

ハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、社会評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。また、公務を支える有為な人材に選ばれ働き続けてもらう職場づくりに対して大きな支障を来します。

これは令和７年４月25日、総務省より地方公共団体における各種ハラスメントに関するアンケート調査結果等を踏まえた各種ハラスメント対策の効果的かつ積極的な取組についてという長いタイトルの通知、こちらの冒頭の一文です。昨今ハラスメントに関する問題については、各種報道や国会審議においても度々取り上げられており、社会的な関心も非常に高まっている状況です。そうした背景から、今回の通知のもととなった実態把握のためのアンケート調査とその結果報告、取組事例集の取りまとめが国によって行われており、通知では各地方公共団体においてさらに実効的で積極的な取組がなされるよう促す内容を通知しております。

ハラスメント対策は職場の心理的安全性を高め、ひいては職場の生産性向上に資するものです。人と資源を生かした村政を目指すと掲げられた馬場村長にとっても重要なテーマとされているであろうと拝察し、以下質問いたします。

１点目です。措置義務及び責務について。通知では、事業主の措置義務及び責務について改めて認識し、対応に万全を期していただきたい旨が伝えられています。ハラスメント対策における措置義務及び責務について、村長の認識を伺います。事業主が講ずべきと定められている事項について具体的にお答えください。

２点目です。村の取組状況について。措置義務及び責務を踏まえて村でどのような取組が行われているのか伺います。

３点目です。職員の認知状況について。通知では、調査結果から見えた課題として団体の取組状況と職員の認知状況の乖離が挙げられています。特に会計年度任用職員の認知度が低いとの指摘もあります。職場のハラスメント対策について、全ての職員が確実に認知していることはハラスメントを防止するという点からも大変重要だと思います。村での取組を職員の皆さんにどのように周知されているか。また、職員の皆さんがどのくらい認知されているか状況を伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　答弁を求めます。
村長。
○村長（馬場　希君）　それでは、能登議員の質問に対してお答えさせていただきます。
１点目の措置義務及び責務についてですが、私の認識は通知を正しく認識し、対応を図るべきものと考えております。このため、村ではハラスメント防止に関し、具体的にはパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊婦、出産、育児、介護に関するハラスメントの要綱、指針を制定しており、各課所属長が対応に当たるほか、庁内に相談窓口を設置し、相談者のプライバシーに配慮した上で相談に応じ適切に解決を図る体制を整えております。
２点目の村の取組状況に関しては、ハラスメントが起こらない職場環境づくりのため、管理職にも当然の責務として徹底させておりますし、各課所属長と職員による人事面談での状況把握、庁内においては全職員を対象に管理職と一般職ごとに立場の異なる研修会開催、対外的には自治体職員を対象とした研修会の参加のほか、共済組合など関係機関が作成する冊子物の配布も行い、常日頃より職員相互が意識する環境づくりを図っております。また、個人面談については会計年度任用職員についても一般職と同じように実施させていただいて意見聴取をさせていただいております。
３点目の職員の認知状況ですが、職員組合からの労働条件に関する要望にもハラスメント対策は含まれており、先ほどの職場内の取組や昨今の社会情勢や倫理的価値観からハラスメント防止に関する意識は、会計年度職員を含む役場職員に限らず社会的に広く浸透していると認識しております。
いずれにしても、個人の尊厳や人格など、傷つけられる行為はあってはならないことであり、今後も職場内において雇用管理上講ずべき措置を適切に実施してまいりたいと考えております。
以上でございます。
○議長（岩井英明君）　再質問を受けます。
能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　事業主によるハラスメント対策が講ずべき措置義務の適用を受けることになったことで事業者にしても地方自治体、地方公共団体にしてもハラスメント対策をしないことが組織にとってのリスクになったのだと思うのです。昨今ニュースをにぎわせているハラスメントの事例について、事業者とか地方公共団体についてのニュース度々報じられますけれども、そこでも問題になっているのは起こったこと、ハラスメントの事案そのものと同じくらい、その事案に対する組織の対応、どのような対処をしたか、例えば会社や地方公共団体が。そちらのほうの不適切さが問題として取り上げることが大変多いです。例えば個人間の問題だとして問題を矮小化していたり、あとは被害者、被害を訴えている方のほうに懲罰的な処分をしたりとか、そういうこと度々取り上げられており、これらはやはり起こった事件そのものでなく、組織全体のリスクとして発展し得るも

のと今はなっております。そういう意味で、ハラスメント対策というのはとても組織自体にとっても重要なものだと思います。ただ、日本社会、私たちの社会ってハラスメントを支えるような文化的な土壌があるのも一方で事実です。自分自身を顧みてもとても内面化している文化的な背景というのをハラスメント対策の制度ができたからといって、その文化的な土壌まではなかなか変わるものではありません。特に私たち中高年以上の者にとっては、意図して対策を考えていかないとハラスメントであることすら気づかない、そういうことも起こっていることだと思うのです。なので、一般質問の場ですけれども、より一層そのハラスメント対策ということについて意識した取組が必要だなということで今回質問させていただきました。その上で再質問いたします、ご回答いただいた件に関して。

まず１点目について、措置義務及び責務について質問いたしました。村長の回答はこういうことをやっていますということで、私質問の中では事業主が講ずべきと定められている事項について具体的にお答えくださいという質問いたしました。村長の回答ですと、こういうことをされています。要綱、指針を策定したりということ、回答でしたが、具体的に何をすべきと定められているのかについて言及がありませんでしたので、その辺のお答えをお願いいたします。

２点目について、相談窓口についてです。ご回答の中で所属長と職員による人事面談での状況把握とか､あと庁舎に相談窓口を設置などの取組がご回答の中でありますけれども、質問の中で取り上げた通知の中で指摘されているのは、内部の相談窓口においては被害を受けた職員が萎縮するなどして相談をちゅうちょする例もあることから、例えば外部相談窓口を設置し、職員に周知することも有効な対応策の一つであると考えられると述べられております。赤井川のように小さな人数の中でお仕事をしている自治体では、特にこの内部での言いにくさというのは、とても当てはまるのではないかなと思います。なかなかもう職員みんな知っている、しかも生活の中でもつながりがある方が多いってなると、やはり相談したくてもできない、そんな状況が想像されますが、その上で相談窓口の在り方についての考え方について村長にお伺いしたいと思います。

３点目については、状況把握されていますということだったのですが、その状況把握した後の対応ということについてどのように考えられているのか。相談窓口を設けて状況把握､相談の段階までは分かるけれども､その後の対応についてどのようになされているか、またどのような体制を取られているか、その辺についてももうちょっと詳しく現場のことをお聞きできればと思います。

あと、最後に４点目です。職員の認知状況というお話で、皆さんにしっかり周知された状態だというご認識だということでしたけれども、私の実感からもちょっとそうかなって思う点もありまして、例えば公平委員会というものが設置されています。苦情相談の窓口として地方公共団体には公平委員会というものも設けられておりますけれども、私も議員になってからの行政の報告などを見ても公平委員会で何か取り上げられたというお知らせって見たことがないのです。果たしてきちんと機能しているのか、あとは相談しやすい状

況なのかというのはとても、そもそも職員の方々それは、公平委員会というものがあるということ自体知らされているのかな、そういうのもちょっと疑問に思っていたところですので、そちらの状況についても、職員さんに対する周知の状況です。そちらももう一回お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君）　総務課長。

○総務課長（秋元千春君）　それでは、１点目の具体的にどのようなことをやっているかということでございますけれども、ハラスメント対策において事業主が講ずべき措置として主に４つぐらいに分かれて分類されておりまして、まずは事業主の周知啓発ということがまずあります。これに関しましては、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を労働者に周知啓発するというようなことで、主にこれは研修だとか啓発活動、そういったものに力を入れていくような、事前の段階としてはあるのかなと思っております。そういった周知啓発活動。

２つ目といたしましては、体制の整備ということでございまして、相談窓口を整備して適切に対応するというようなことになってございます。うちの場合は、方針なんかの中では２人以上で聞き取る、もちろんプライバシーは必ず保護するというような、基本中の基本ですよね、そこは。そういったものはちゃんと指針に示して対応しているというところでございます。

３つ目としては、事実関係だとか、そういったものを正確にちゃんと確認することというような形できておりますので、そこは当然正確に把握して、もちろん配慮なんかもして適正に対処しなければいけないと思っております。再発防止に向けた対応なんかももちろんやっていかなければならないと思っております。

それと、今言った３点を併せて講ずべき措置としてプライバシーの保護をする、あと関係者以外には公開しないですとか、安心して相談できる窓口環境を整えるというようなことが、抽象的な言い方で申し訳ないのですが、こういったことが示されておりますので、これに沿って進めてまいりたいと思っております。

２つ目の相談者が萎縮するとかなんとかという話です。ここら辺に関しましては、うちもどちらがメリットあるか分かりませんけれども、小さい職場ですので、こちらも何かおかしいなと思うようなところもあったりとかして、自然と状況も見ているほうも分かる部分があります。もちろん分からない部分もありますけれども、大きなことにならなくても、相談の前段かもしれないですけれども、ちょっとそんなこともあったりなんか、職場の中でもありますので、それが大きくならないうちにそういった小さな対処で済んでいるのかなというふうに思っておりますので、大きく相談に来てこういうハラスメントがということは今のところうちの中では一般的には職員の中ではないので、芽を摘むような形で事前の段階でいろんな相談とかに乗れればいいのかなというふうに思っております。

それと、把握後の対応です。これはちょっと今のところ大きくなっている部分がなくて、

そうならないような感じで今終わっているので、あれですけれども、もしそのような対応、大きな事案が出てきて本当に何とかのハラスメントとかってなった場合にはやはり適切な対応をしなければいけないと思っておりますので、これはうちに限らず一般的な話になりますが、そういったことを考えていきたいと思っております。

それと、公平委員会の形に関しましては、赤井川村に関しましては後志に公平委員会がございます。そちらのほうで何か問題があれば対応するということになりまして、めったに公平委員会のほうにまで行く事案ってないのかなと思っております。職員がどこまで分かっているかという状況に関しましては、自分的には多分公平委員会というのが後志にあって、何か問題があればそこに行き着くというのは職員の人は分かっているのだろうなとか認識はしていると思っています。入ったばかりの方とかは別ですけれども、一般的には長い方というか、それなりに勤めている方はそういった認識は持っているのだろうと思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　今総務課長から答弁させていただきましたけれども、私どもとしても日常的に何か事が起きているということも少ないというか、ないものですから、いざこういうことがもし事案として起きた場合に、我々としてもどれが適切で、どれが適切でないのかというのはやっぱり判断し難い部分もございますので、私どもとしては専門家の要するにアドバイスをもらいながらそういったものに、内部職員のいろんなハラスメント事項がもし出てきた場合だとか、それ以外の部分についても法的な部分に関してきちんと根拠を持った形で対応していくべきだという認識を持っていますので、何かもし問題が起きた場合には我々だけで動くのではなくて、きちんと専門家のアドバイスを受けながら法的にどうか、要するに社会通念上どうかということを意識しながら対応していかなければならないだろうというふうに認識しておりますので、そういったことは肝に銘じながら進めなければならないというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。

○４番（能登ゆう君）　村長おっしゃるように問題が起きた場合は専門家のアドバイスもいただきながらということでお答えでしたが、再質問でも申し上げたようにハラスメントそれほど気にならないような文化的な素地というのがどうしても私たちの社会にはあるのです。なので、心配しているのは例えば相談窓口を設置して状況把握したとしても、それがハラスメントだって気づかないということも十分考えられる。ハラスメントとしてその相談窓口の相談受ける方がどなたなのか、それも分からないですけれども、問題が起きた場合というお答えでしたけれども、問題にならないうちに対処するためにはその状況把握した時点でやはり例えば被害を受けた方が提訴するとか、訴えるとか、そんなことになる前にこれはハラスメントの事案なのではないだろうか、それを相談を受けた側がこの場合は役場の内部の職員さんということになるのでしょうけれども、その時点で訴えがあるな

らば、そこでこれくらいはハラスメントではないよねとか、そんなような対応にならずにきちんと対応していただきたい。もし専門家のアドバイスを入れるとするならば、この状況把握の相談窓口での時点できちんと受け、その対応した職員さんが専門家にも聞いてみる、自分だけで判断しないで。そんなことも必要ではないかと思うのですが、それについて最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（岩井英明君）　村長。

○村長（馬場　希君）　おっしゃるとおりだと思いますし、我々も常にハラスメントに限らずこの法的な問題というものは行政をやっている上でかなりやっぱり年々複雑化してきますので、事が大きくなったりだとか、そういう事案が発生しそうだったという時点で要するにいろんな専門家の話を聞きながらやっていますので、これについて、ハラスメント案件についてはやっぱりそのような認識で進めるべきだろうと思っていますし、そういうふうに実際に対応しているつもりでおりますので、先ほど議員のほうから一般質問でこのようなという話ありましたけれども、時期的にというか、時期的には非常に貴重なご意見というか、ハラスメントを題材にしていただいて一般質問いただいたということは、我々もやっぱり常日頃意識して、これからも意識していかなければならないという意味では非常にありがたかったかなというふうに思います。今後ともご意見あれば、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（岩井英明君）　能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

◎適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

○議長（岩井英明君）　次に、お手元に配付のとおり、北海道商工団体連合会、ほか１名より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書については、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君）　これにて散会いたします。

（午前１１時１５分散会）